

## 保険料の計算例(例3)

夫の年金収入は130万円であることから、公的年金控除(この場合120万円)後の所得は10万円。さらに、公的年金の場合、15万円の控除があることから軽減判定の対象となる所得は0円。妻の年金収入は72万円であることから、公的年金控除後の所得は0円。

そのため、75歳以上夫婦の総所得金額等の合算額は0円となりますが、この場合、世帯主である子の所得も軽減判定の対象となります。

世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額は

計算式: 子(世帯主)の所得(240万円) + 夫の所得(0円) + 妻の所得(0円) = 240万円

よって、

軽減割合	判定	軽減
7.75割軽減	240万円 > 基礎控除額(33万円)	×
5割軽減	240万円 > 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 2人	×
2割軽減	240万円 > 基礎控除額(33万円) + 52万円 × 2人	×

となり、

軽減の対象とはなりません。